

常縁原撰『新古今集聞書』の原形態と 幽斎の関与をめぐって

近藤美奈子

一

東常縁原撰『新古今集聞書』(以下、原撰本と称する)は、

〔新古今集の最初の注釈書として注釈史上に大きな足跡を残している。原撰本をより充実させるという線上において、細川幽斎が二倍を超える増補を行った増補本は数次にわたって板行もされ、後世の注釈書に多大な影響をあたえているのである。〕

さて、原撰本の伝本として最初に知られたのは、次に掲げる如く、⁽²⁾幽斎(玄旨)と中院通勝(也足子素然)の識語を有する系統である。

右注常縁作也

右一冊東野州抄出也哥いつれもかたはし之之以彼集／作者こと葉かき已下書加之書写後さきすつへきに／あらずとて養通遣之相構々不可外見為其染一筆者也／玄旨判

此注養通所持之于於城州山科郷之普謂場／一覽之次写之
大綱國宮内八幡宮社僧當時在禪師御與光尊下
文祿五年六月上旬 也足子素然

此集之抄漏脱之哥以別抄幽斎翁被追加其分別ニ書抜而為一冊此抄号前彼抄号後是子之注付処也／以暇日引合彼是可為一抄耳猶注後者也

慶長二年霜月三日 也足子
伝本としては、細川文庫本、支子文庫本、高松宮本、内閣

文庫本、愛知県立大学本、中村忠行氏御架蔵本、山崎敏夫氏旧蔵本（翻刻・昭和一〇年水斐社刊）の存在が知られているが、奥書によるならば、これら諸本は養逸の所持していた幽齋筆本を転写した通勝書写本から派生したものである。以下、総称する時は通勝本と呼ぶことにしたい。

なお、細川文庫本には別の本と校合された朱書校異が見られるので、その本文を便宜上細川文庫本校異本と呼んで区別しておきたい。細川文庫本の奥書には、校合時に別筆によって、慶長二年の通勝の識語の右肩に「異本無」との注記が、また更に、次に掲げる幽齋の識語も付け加えられている。

右之抄子秘本無相違者也一説之次加奥書耳／

慶長九年七月廿五日 幽齋玄旨判

これらによれば、細川文庫本校異本は、文禄五年六月から慶長二年十一月三日に至る一年半程の間に転写された本の系統と考えられるので、「慶長二年霜月三日」の奥書を有する通勝本よりも養逸所持本の面影を忠実に伝えていた可能性が高い。

また、奥書が無いために断定はできないが、本文異同を調査検討した結果では、書院部蔵本は細川文庫本校異本と極めて近い関係にあると思われる。⁽⁴⁾

次いで知られたのが、永青文庫本である。⁽⁵⁾ この本には通勝本

の奥書のうち幽齋（玄旨）の識語のみが存しているの、伝本系統上通勝本の上位に位置すると考えられる。また幽齋自筆と伝えられているので、奥書と合わせ考えれば、通勝本の原型たる幽齋筆養逸所持本そのものだという可能性もあったが、野口元大氏は「永青文庫本」「⁽⁶⁾新古今略注」覚書（以下、野口論文と称す）において、本文異同を検討すると通勝本との親子関係が認められない事、又奥書に幽齋の花押が存在していない事などから、結局、永青文庫本は幽齋筆養逸所持本の手控本だと推定しておられる。

さて、最近になって、永青文庫本と同じく幽齋自筆と伝えられる黒田家本が紹介されたが、次に掲げる如く、この本は上記二系統とは異なる奥書を有している。

此抄出運、訥先達之説少、又加了見書置一冊也不可／他見之故筆跡無正幹者也／ 平常緑在判

右一冊以東野州自筆本／令書写尤可為證本者也

文明二年三月日

宗幸在判

求或本速書写校合尤可謂／秘藏之至極者也／

文禄第四曆林鐘下泮

幽齋玄旨（花押）

此新古今聞書東野州被書置／一冊也以惡筆令書寫備座右／
握飯之然今如水感此道之／執心進獻之旨莫免外見／耳

慶長二年仲春下泮

幽齋玄旨（花押）

永背文庫本・通勝書写本二系統に共通する幽齋の識語には年月日も記されていないのに対して、黒田家本には伝来の素性の正しさを物語る、常縁の識語及び常縁自筆本を写したという旨の宗幸の識語、更に年月日・花押の記された幽齋の識語が存している。

ところで、これと全く同じ常縁・宗幸の識語が増補本にも見られるので、幽齋が増補本作製時に用いた原撰本と黒田家本とは同系統であると推定されるが、事実本文異同の調査からもこれは裏付けされる。但し、黒田家本には四十三丁の表と裏との間に、親本を誤って二枚一度にめくったまま書写した結果生じたと覚しき一丁分の本文の脱落があるので、増補本作製時に用いられた原撰本は黒田家本そのものではなく、その祖本であると考えられる。

さて、奥書や増補本との関係から考えられるところでは、黒田家本は現存する原撰本中最も信頼すべき伝本だということになる。とすれば、他の伝本に較べ常縁自筆本の原初的な本文形態を

伝えてはいるはずであるが、次に紹介する「和歌座右」所収原撰本や永背文庫本・通勝本系統の伝本との本文異同を調査したところ、問題点が出てきたので検討したい。

二

「和歌座右」は、宗長秘歌抄・常縁注拾遺愚草聞書・常縁原撰新古今集聞書、さらに出典不明の万葉集や三体和歌の注釈をその抄出歌である万葉集、新古今集、拾遺愚草等の歌の第一字目によって「いろは」順に分類し、注釈毎にそのまま掲げたものである。宮田正信・山本利達両氏に詳細な御論考があるが、⁽⁹⁾ 静嘉堂文庫蔵本（浄A）の奥書に、

遺一帖者於座右不断可手習者也 玄旨判

右之書者玄旨尊翁撰集号和歌座右御自筆以御本書写早

宗左

此本細川玄旨内左方吉右衛門入道宗左之以本令書写校合

早

と記す如く、作歌等の便のために幽齋がみずからの座右の書として編集したものということである。

上記の如く、この書には原撰本がそっくり引用されているの

であるが、それについて少々気付いた点を記したい。

「ほ」の部に入るべき「ほと、きす深き岑より出にけり外山のすそに声の落ちくる」(27—二一八)⁽¹⁰⁾が誤って「い」の部に入っているが、それは宮田・山本両氏の御指摘の通り、原撰本における直前の歌「いかにせんこぬ夜あまたの子規またしとおもへはむら雨の空」(26—二二四)にひかれたものであろう。

また、「たつ田山梢まはらになるま、にふかくも鹿のそよくなる哉」(55—四五一)の注釈も、引歌「奥山に紅葉ふみ分鳴鹿の声きく時そ秋はかなしき」の前で分断され、誤って「奥山に・・・」以下の部分が抄出歌とその注釈として「お」の部に入れられている。

これらは、「和歌座右」編集時に生じた単純な誤りであるが、編集という意図のもとに原撰本の本文を変えている箇所も見られる。

(1) 今とは云詞前の帰らんとするきは也

(例) いまはと云詞前に同(10—六二)

(A) 今とはとてたのむのかりも打佗ぬおほる月よの曙の空

たのむたのも五音相通なり用所によりて置也

今はといふ詞はかりのかへらんとするきはなり(9—五

八)

(2) 傍線部ナシ

(例) このふるも前praeにあるとて経ると云義也(80—六六一)

(B) 世seにふるとは世をse経る心也(73—五九〇)

(3) 傍線部ナシ

(例) たのめをく人もなからの山にたにさ夜更けぬれはまつ風の

声

このたにといふ字も前に摂政殿御哥同心也(128—二二〇

二)

(C)

摂政殿

何ゆへと思ひもいれぬ夕ゆふたに待いてし物を山のはの月

たにといふ字はかりにて恋こひに成侍り(127—一九八)

(例) 「和歌座右」所収原撰本の本文を書陵部本(寛文元年写)によって掲げ、(例)と(A)(B)は原撰本の本文を黒田家本によって掲げた。以下同。

(1)(2)(3)は何れも、原撰本では前に記されている注釈(A)(B)

(C)を承けている箇所である。

(1)は「かへるかりいまはの心有明に月と花との名こそおしけれ」の注釈部分である。原撰本の傍線部「前に同」というのは、この歌注の直前にある(A)の波線部を承けて述べているのであるが、「和歌座右」では9—五八は「い」の部、10—六二は「か」

の部に分類されているために原撰本の「前に同」という本文のままではかえって意味不明になってしまうと思われる箇所である。そこで、『和歌座右』では、「前に同」の部分を波線部に照して書き換えているのである。

(2)(3)も同様、原撰本の注を抄出歌の初めの字に依って、「いろは」順に並べ換えたという「和歌座右」の性格によって、原撰本のままではかえって混乱を招くと考えられる本文が省かれていますと解される。

以上にあげた例はすべて原撰本を「和歌座右」に採り入れる際に生じたと考えられる異同であるが、それ以外に原撰本と「和歌座右」所収原撰本（以下、座右本と呼ぶ）との間に見られる異同は伝本系統に関わるものである。

さて、注目すべきことに座右本は黒田家本と極めて近い本文を有している。他の伝本と比較してみると、黒田家本と座右本にのみ共通する本文として次のような例があげられる。（黒田家本によって掲げる）

- (1) 長高く見椽鉢也（1—1）
- (2) なかむれは花も紅葉もなかりけり浦のとまやの秋の夕暮
（43—1363）
- (3) 釈阿和歌所にて九十賀し侍しおり屏風に山にさくらさきた

る所を。集のこと葉書なり（13—199）

(4) まつ夜なからの有明の月すかたこと葉無比類哥成るへし
朝長新古今三首の名詠
といひし是ひとつの哥也（130—1206）

(5) 人の上と思は、いかにもとまましつらきもしらす恋ふる
こ、ろは

此哥同心なり（200—1840）

(1)は「みよし野は山も霞て白雪のふりにし里に春はきにけり」を評した箇所である。傍線部、座右本は黒田家本と同じく「みる様鉢」となっているが、他の伝本は「大様なる鉢」である。

(2)の傍線部は、座右本では「みわたせはイなかむれは」となっており、他の伝本は「見わたせは」である。「なかむれは」は勿論誤りであるが、誤りが一致している点からも黒田家本と座右本の近さが看取されるであろう。⁽¹¹⁾

(3)は「桜さくとを山鳥のしたりおのなかくし日もあかぬ色かな」の詞書に当たる部分である。この部分は、他の伝本では抄出歌の前すなわち詞書本来の位置にあるのに対し、黒田家本と座右本においては注釈本文の最初にあるという異同が先ずあげられる。それに関連して、傍線部の本文は黒田家本と座右本にのみ見られるのである。この部分は、座右本では「書也集の

詞に」と書かれているが、これは本来「葉の詞に」と割注になっていたものが書写過程で座右本のような本文に変化したものと解される。

(4)は「かへるさの物とや人のなかわらん侍夜なからの有明の月」、(5)は「なからへていけるをいかにもとかまじうき身の程をよそに思は、」の注釈末尾本文であるが、傍線部は黒田家本と座右本にしか見られない。

黒田家本と座右本のみ共通する本文は他にも後述する例などが挙げられるが、ともかく、座右本は黒田家本と同系統だと考えられる。したがって、座右本も原撰本の伝本として極めて高い価値を有していると言えよう。

ここで、黒田家本と座右本に親子関係が認められない点について確認しておきたい。

既述の通り、「和歌座右」は原撰本を材料にして編まれたものである。当然、元になった原撰本が在るはずである。すなわち座右本の親本であるが、これは黒田家本とは考えられない。というのは、黒田家本の脱落部分が座右本には存在するからである。つまり、座右本の親本は伝本系統上黒田家本よりも上位に位置すると考えられるのである。したがって、座右本の方が

黒田家本よりも古い本文形態を保存している可能性が高い。その点に留意しておきたい。

三

黒田家本と座右本とが伝本系統上極めて近い関係にあることは上述の通りであるが、196—1757の注釈部分については注目すべき異同が見られる。

〈黒田家本〉

慈円

山里に契りし庵やあれぬらんまたれんとたに思はさりしを

山里にと有て又庵と眺る事は前に人の住たりし所へ行て
我もかならず来て庵をならへんといひたる心也そのきた
りて住へしと契りし時にはまたれん事もあらしやかてゆ
かむと思ひしにそのまゝとはて程久敷なればすまんと思
ひし庵やあれぬらんと也此庵のあれぬらんとは造て置た
る庵ならずかならずきてならへんと思ふ心の庵もある、
とは心のかはりぬらんといふ心也靈徹詩に云

相逢尽道休^レ官去^レ 林^一下何曾^レ見^二一人^一

またれつる入相のかねの声す也五文字入相の事ならず
命の事也世上無常なる事は夕をも只今をもしらぬ身な
りと終日観念する所に入相の声を聞てきてはけふをも
過し侍りあすも又命あらはけふのことくきかんすらん
といふ心也有心絆哥也五文字きとく也 此注奥の哥の
所に有也

けふの日も命のうちに暮にけりあすもや聞ん入相の鐘

〈座右本〉

．．．（前略）．．．僧靈徹詩云

相逢尽、道休、官去林下何曾見、一人、

〔今日の日も命のうちに暮にけりあすもやきかん入相の鐘

またれつる入相の鐘の声す也五文字入相の事ならず命の事
也世上無常なる事は夕をも唯今をもしらぬ身なりと終日観
念する所に入相の鐘を聞て扱今日をも過し侍りあすも又命
あらは今日のことくきかんすらんと云心也有心絆哥也五文
字きとく也

この106—175七七は、注釈本文の後半が実は「またれつる入

相のかねの声す也」(新古今集・一八〇八)の歌注になってい
るといふ、本文形態上問題のある箇所である。この西行の歌は、
黒田家本、座右本、永背文庫本の三本においては上句までしか
記されていないが、通勝本においては下句(「あすもやあらは
きかんとすらん」)も記されており、更に、細川文庫本や高松
宮本ではこの歌が抄出歌としての位置に掲げられたり、書陵部
本では本来存していなかった作者名までが補われたりしている
など、通勝本においてはこの歌注が独立したものとなっていく
様子が窺われるのである。

さて、黒田家本を見て注意されるのは、注釈本文の後半が梓
で囲われていること、他本には見られない「此注奥の哥の所に
有也」という独自の注記があること、また、「けふの日も命の
うちに暮にけりあすもや聞ん入相の鐘」の歌の位置が座右本と
は異なっていることである。

黒田家本が梓で囲っている「またれつる」の歌に続く本文は
内容から見て、106—175七七の歌についてではなく、やはり
「またれつる」の歌についての注釈と解するほかないであろう。
「またれつる．．．」以下の本文はそれ自体で歌注としてのま
とまりをもっているのである。したがって、黒田家本の梓は、
この歌注を106—175七七の注釈本文から切り離す見方の表れで

はないかと思われる。幽齋は増補本作製時にこの歌注を切り離して独立させ、またその位置も新古今集における配列順序にしたがって置き換えているが、黒田家本の枠はそうした動きと通じていると考えられるのである。

ところで、「此注奥の哥の所に有也」という本文は、上述の如く、黒田家本にのみ存している。この本文は、その内容や他の本文より小さく書かれている事から見て、荒木尚氏も言及しておられるように、⁽¹²⁾幽齋によって付けられた注記だと解される。

荒木氏は、永背文庫本の幽齋奥書が記す如く原撰本の原形態が極めて不完全なものであったとする見解のもとに、「奥の哥」は、「またれつる入相のかねの声すなりあすもやあらはきかんとすらん」(相当箇所には抄出されていない。欠落と推定しておられる)を指しているとされ、また注記については、「またれんとたに思はさりしを」の部分の解釈のために引用された「またれつる」という証歌が実は歌注としての形式内容を持つものになっていたことに幽齋が気付いて記したものとされているが、これについては私見があるので以下に述べたい。

この注記の置かれている位置に注目したいのである。注記がない場合、「またれつる」の注釈部分は「けふの日も」の歌までを含むと解するのが自然である。したがって、注記の「此

注」というのが「またれつる」の歌の注釈部分を指しているとするならば、「けふの日も」の歌を除外するのは不自然なので、この注記は「けふの日も」の歌の後にあつて然るべきである。しかし、この注記は「けふの日も」の歌の前に在る。これをどのように理解すべきであろうか。

前述のように黒田家本の枠は「またれつる」の歌注の纏まりを示していると解されるので、枠内に見られる「此注奥の哥の所に有也」という注記の問題に関しては、この枠内で考えてみたら如何であろう。

すると、「此注」とは、この注記の前にある「またれつる・五文字きとく也」の本文を、また、「奥の哥」とは、注記の後にある「けふの日も」の歌を指すものと解される。

注記に従って本文を移動させると、靈徹の詩の後に「けふの日も」の歌が来、次いで「またれつる」の歌注が来るといふ本文になる。注目すべきことに、これは座右本の本文と全く一致するのである。座右本の方が黒田家本よりも古い本文形態を伝えている可能性のあることは前に述べた通りである。また、『和歌座右』(座右本)は「いろは」順に原撰本の注釈を書き写すという作業によって成つたのであるが、そのような作業の際に原撰本の本文を移動させるとは考えにくい。しかも「けふの

日も」の歌の位置は座右本の方が不自然なのである。自然な方から不自然な方へ変えるとはやはり考えにくい。したがって、このように注記に従って入れ換えた本文が一致するのであるから、黒田家本の親本は座右本と同じ本文形態だったと考えてよいのではなからうか。他本には見られない黒田家本の注記は、このように本文を入れ換えた旨を幽齋が厳密に記しておいたものと思われるのである。では一体何故に幽齋は本文を入れ換えたのであろう。

黒田家本の親本と同本文と推定される、座右本に即して考えてみたい。

谷山茂氏御架蔵「和歌座右」（吉沢義則氏旧蔵本）には、「今日の日も」と「またれつる」の歌の上方に「此二首の哥右の注とはみえず上テ書ヘキカ然ハ字頭相違也フシン但またれつるの五文字右の注カ」との頭注があるが、確かにこの二首の歌は「山里に契りし庵やあれぬらんまたれんとたに思はさりしを」（106—1757）の注とは思われない。特に「今日の日も」の歌はそうである。しかしながら「またれつる」の歌については、右掲の頭注の但し書きや野口論文の如く、「またれんとたに思はさりしを」の解釈のために引かれた証歌だと考える余地もある。幽齋もそのように考えて、本文として引かれている靈徹の

詩の後に証歌として「またれつる」の歌を持って来ようとしたのではなからうか。ところが「またれつる」の歌と注は切り離し難い内容であったのでこの歌注全体が前に移動することになり、結局「今日の日も」の歌が注釈本文末尾に位置することになったものであろう。そして、「またれつる」の歌注の後に位置することになった「今日の日も」の歌は、「またれつる」の歌と歌意が似ていることからその証歌の如くに受容されていったのだと思われる。¹³⁾

上述のように座右本の本文形態は黒田家本の親本と一致すると推定されるが、それは整然とした注ではない。そこで幽齋は注としての形を整えようとし、それについての注意書きを黒田家本に残したのだと考えられる。また、幽齋は増補本においても「山里に」の注釈から「またれつる」の歌注を切り離して相当箇所配すというように整備の度合いをより深めているが、それは原撰本の古い本文形態に整備されるべき要因があったからだという点には注意しておきたい。

四

一章に述べた如く、原撰本は、黒田家本及び座右本、永青文

庫本、通勝本の三系統に大きく分類される。三系統の伝本を調査すると相互に出入りのある本文が認められる。これが追補されたものか、脱落なのか問題となるところである。

黒田家本と永背文庫本は奥書が異なっているので別系統と考えられるものの、両本共に幽齋自筆と伝えられる伝本である。通勝本はその奥書に明らかのように、祖本が永背文庫本と同系統である。

このような三系統の関係を考えるとき、通勝本にのみ見られる引歌

をくやまの松のはしのきふる雪のけぬとかいはん恋のしげきに(44—三七五)

は、通勝による追補と思われる。野口論文が言われる如く、内容上必要とは考えられないものである。

また、この系統の伝本にのみ見られる私勘も通勝による追加記入と考えられる。

黒田家本が紹介される以前に筆者は永背文庫本と通勝本を比較して、通勝本に存在して永背文庫本には見られない本文を十数例提出し永背文庫本の脱落ではないかと推定したことがあったが、改めて黒田家本と引き合わせてみると、それらの本文は黒田家本に存在しているので、やはり永背文庫本の脱落と

認めてよいであろう。

同様に、永背文庫本の脱落と認められるものに次の三首の引歌がある。

・いそきとれあすは早苗もおいぬへし(28—二二七)

・住吉にかへらんとのみ歎きつ、心つくしに年をふるかな(37—三三二)

(37—三三二)

・さつまかた奥の小嶋に我有とおやにはつけよ八重の塩風(114—一〇七四)

ところが、そのように単純には考えられない例がある。

(1) おしむとも涙に月は心からなれぬる袖に焔をうらみて(197—一七六四) 俊成卿女

・・・(前略)・・・信実哥に

わか中のよしなき袖にやとりして恨にまじる月の影散

とあり同さま也心からといふは

あまのかるもにすむ虫のわれからと音をこそなかめ世をは

うらみし

この哥の心もこもれり

(2) 和泉式部

たらちねのいさめし物をつれ／＼となかむるをたにとふ人も

なし(191—181—2)

・・・(前略)・・・千載集に

つく／＼と思へはかなしいつまてか人のあはれをよそに聞
へき

また行尊哥に

つく／＼と春のなかめのさひしきは忍ぶにつたふ軒の玉水

たらしねのいさめしとは

たらしねの親のいさめしうた、ねは物思ふ時のわさにそ有
ける

傍線部が永背文庫本には見られない引歌であるが、興味深い
ことに、通勝本系統の高松宮本、内閣文庫本、支子文庫本、愛
知県立大学本、中村忠行氏御架蔵本、山崎敏夫氏旧蔵本の諸伝
本においては、この歌頭右に「本朱ニテ首書」と記されている
のである。⁽¹⁴⁾これによると、傍線部の歌は本来原撰本には存在し
ていなかったということである。前掲の如く、これらの歌は引
歌の最後に掲げられており、その位置する所からも元は首書だ
ったものが末尾に付されたということは十分に考えられる。と
すれば、これらの歌が誰によって追加記入されたかが問題とな
るが、幽齋自筆と伝えられる黒田家本やそれと同系統の座右本
にも見られるので、通勝とは考えられない。また、「本朱ニテ

首書」と記されているのであるから、通勝本の奥書にある如く
通勝本の原型たる幽齋自筆發逸所持本を通勝が手にした時には
既に朱によって首書が書き加えられていたということになる。
したがって、これらの歌は幽齋によって追加記入されたものと
考えてよいであろう。

さて、更に黒田家本と座右本とは、通勝本にも見られない
波線部の本文が存在しているという点に注意される。

(1)の注釈本文における引歌二首について見ると、「わか中の」
という歌は抄出歌と同意の歌として引かれているのに対し、
「あまのかるも」の歌は「心から」という句に関する証歌とし
て引かれているという違いがあるが、黒田家本と座右本におい
て「あまのかるも」の歌の前後に記されている波線部本文はそ
うした点を明確にしたものと思われる。幽齋は、發逸所持本に
朱で首書した歌を注釈本文に組み込む際に考慮を加えたのであ
ろう。

(2)を見ると、「たらしねの」の歌は抄出歌の本歌として引か
れており、前の二首とは引用されている観点が異なるので、そ
れを明確にするために(1)と同様に加えられた本文が波線部だと
思われる。

(1)(2)と同様に、永背文庫本に見られない本文が通勝本では

「又首書云」や「私云」として記されている例(89—七〇八)がある。

(3)へ通勝本

よみ人しらす

はつ春のはつねのけふの玉は、き手にとるからにゆらく玉の緒

此哥志賀寺の上人の哥也京極の御息所の志賀の花御覧しに

(宋で補入)

をはしまししを彼上人老後八十にもあまる比見たてまつり

て御かへりの跡を追て尋参りてかくと申されけれども申次人もなかりしに声をあけての、しりけるを御息所きこしめして上人をめされて御見参ありし時御手をとりて申されけるは御姿を見奉りてより恋といふ物に成てなき思ひに沈むへきを御志のかたしけなさよ今は何事も思ひ残す事なして玉は、きの哥をよみてたてまつりける時に御息所御返事に

(宋)

いさ、らは誠の道をしるへして我をいさなへゆるく玉の緒

緒

とあそはされしといふ説あり哥はた、玉は、き手にとるからに命ものふるとほめていへる義也本説は心にこめて見侍へし又首書云八雲御抄二天平宝字二年正月三日応詔 家持

作但依大藏政不勘奏者也トアリ俊頼口傳ニハ初子ノ松ヲ引

具テ箒に作て正月ノ初子ノ蚤ヲ養屋をはくといへり又只

物をほむる故に玉箒と云也かひやははくも常の箒ともい

ふ也私云玉箒ノ哥家持作万葉にあり件哥を上人の思ひよ

せて詠したる也御息所の御哥は今の哥に應してあたらしく

よませ給へると心得へし(細川文庫本によつて掲げる)

「又首書云」以下の全文が永背文庫本には見られないことから、従来この部分は通勝による追加記入だとされてきたのであった。ところが、後掲の如く、幽齋自筆の黒田家本や座右本にも傍線部の「又首書云」と同様の本文が存在しているので、これは通勝による追加記入とは考えられない。「又首書云」の部分は、もと首書されていたという本文形態が(1)(2)と似ているので同様幽齋による追加記入だと思われる。

永背文庫本だけでなく、黒田家本、座右本にも存在していない「私云」以下の部分こそ通勝によつて追加記入されたものであろう。

抑、「又首書云」の八雲御抄の説は抄出歌の作者を志賀寺の上人とする注釈内容に対する反論として引かれたはずであるが、通勝本では注釈末尾におかれているためにその言わんとするところが不明瞭になつてしまつてゐる。そこで、「私云」という

私勘が記されたのだと思われる。

さて、通勝本に「又首書云」としてしるされている部分を黒田家本系統で見ると、次の如く更に考慮を加えられた本文となつている。

(4)〈黒田家本〉

読人不知

初春のはつねのけふの玉は、き手にとるからにゆらく玉の緒
此志賀寺ノ説ハ能因カ大納言ニかたりける趣也

此哥志賀寺の上人の哥といふ……(中略)……御息所
か返事に

いさ、らは誠のみちのしるへして我をいさなへゆらく玉のを
とあそはされしといふ説あり八雲御抄には天平宝字二年正
月三日応詔旨家持作但依大藏政不勘奏者也とあり然彼上人
も古哥を被申けるにや又玉は、木の事を俊頼口云に子日の
松をひきむすひてはふきにつくりて正月の初子の日かひこ
かふ屋をはくといへり又^Bかひ屋をはくも常のはふきとも
云^A只物をほむるを玉といへは玉は、きといふにや哥は
た、玉は、き手にとるからにいのちものふるとほめていへ
る義也本説をは心にこめて見侍るへき也

黒田家本を通勝本と比較してみると、黒田家本では「又首書

云……」の部分^Bが注釈の適当な位置に挿入され、そして、波線部の本文が補われたり、また通勝本でA Bの順に記されている本文がB Aの順に入れ換えられたりして文意がとり易くなつている。また、注釈冒頭の波線部「此志賀寺ノ説ハ能因カ大納言ニかたりける趣也」の注記は俊頼口伝(俊頼髓脳)を踏まえたものと思われるが、これは「又首書云……」の中の八雲御抄説——抄出歌の作者を家持とする——に呼応して黒田家本系統で付け加えられたと考えられる。同様に、それに続く本文「此哥志賀寺の上人の哥といふ」の傍点部も断定的な「也」から「といふ」に改められたものと考えられる。

このように、黒田家本や座右本は、もと首書であった部分も注釈本文に組み込む際にその部分だけでなく関連する箇所にも考慮を加えているのである。このような細かい配慮が窺われる点からも、もと首書であった本文は幽齋によるものだと思われる。

(1)(2)(4)以外にも、幽齋による追加記入と考えられる例がある。それは二章でも融れたように永背文庫本と通勝本には見られなくて黒田家本・座右本にのみ存在する本文である。例えば、130—120六「かへるさの物とや人のなかむらん待夜なからの有明の月」の注釈末尾

まつ夜なからの有明の月すかたこと葉無比類哥成るへし

同長明新古今三首の名哥
といひし是ひとつの哥也

の傍線部分と20—184〇「なからへていけるをいかにもとが
ましうき身の程をよそに思は、」の注釈中の引用歌「人の上と
思は、いかにもとかましつらきもしらず恋ふるこ、ろは」の次
にある「此哥同心也」で、前者は注文の補強及び抄出歌につい
ての無名抄の批評を指摘したもの、後者は引歌として掲げられ
ている観点を明示したものである。他に、32—27〇、35—二
九六、87—七〇三、152—132—1に追加記人が見られ、43—三
六三、87—七〇三、172—145六、176—15〇八には元の注文
をより解りやすく書き換えた部分がある。また、64—51—二、
71—55七、125—118六、177—119八には黒田家本系統に
おいて削除された本文が見られるが、削除部分は注文において
は不必要と考えられるものである。尚、これら幽齋によって手
を加えられたと見られる部分は殆ど一句一文程度の短いもので、
何れも原撰本の注文に即したものである。

以上、三系統の伝本における本文の出入りを検討してきたが、
黒田家本系統に幽齋の追補が見られることが注意される。

五

奥書の内容からして原撰本の原形態を最もよく伝えていると
思われた、黒田家本に僅かにせよ幽齋の手が加わっているとみ
られることは前章に述べた通りであるが、となると、永背文庫
本及び通勝本に記されている「哥何れもかたはし在之以彼集作
者詞書已下書加之」との幽齋奥書（以下、「幽齋奥書」と称す）
が注意されることである。これによると、本来の原撰本では
完全には書かれていなかった歌や存していなかった作者名、詞
書を幽齋が追補したということである。この奥書を有する永背
文庫本や通勝本は勿論幽齋追補以後の伝本ということになるし、
叙上の如く黒田家本や座右本も同様に考えられるので、この
「幽齋奥書」の内実を検証することは困難ではあるが、諸本を
比較検討することによって幽齋の追補やそれ以前の本文形態を
幾分なりとも明らかにしたい。

以下に掲げるのは、黒田家本・座右本と他系統本とに對立の
見られる本文として二章で取り上げた、13—九九の詞書である。

〈永背文庫本〉⁽¹⁶⁾（通勝本も同）

釋阿和哥所にて九十賀し侍しおり屏風に山にさくらさきたる所を

太上天皇

桜さくとを山鳥のしたりおのなかくし日もあかぬ色哉

花もちかく見るよりもとを山又霞の間より見たる花猶感情ふかく侍るとなりこの御哥釋阿に九十賀たまはせける時の哥なれば俊成卿の齡の事をあかすおほしめすよし也・・・

(後略)・・・

〈黒田家本〉(座右本も同)

太上天皇

桜さくとを山鳥のしたりおのなかくし日もあかぬ色かな

釋阿和哥所にて九十賀し侍しおり屏風に山にさくらさきたる所を集のこと葉に書なり花もちかくみるよりも遠山又霞の間より見たる花猶感情ふかく侍ると也この御哥釋阿に九十賀給はせける時の御製なれば俊成卿の齡の事をあかすおほしめす由也・・・(後略)・・・

このように、永背文庫本・通勝本と黒田家本・座右本とは詞書の位置が異なっている。どちらの本文形態が本来的であろうか。

黒田家本の波線部の本文に注目したい。この部分は座右本に

おいては「書也集の詞に」となっていて、本来は割注であった証跡を示すものである事は二章に述べた通りである。また、黒田家本においてもこの本文の左上に丸印が見られることを考え合わせると、波線部の本文「集のこと葉に書なり」は詞書を注釈本文に組み込む際に付けられた注記だと解されるのである。したがって、詞書本来の位置にある永背文庫本・通勝本の方がより古い本文形態と考えられる。

詞書は他にも1—1、93—七八八、98—八七三、131—二二二、172—一四五六、175—一四九〇、184—一五五〇に引かれているが、1—1が詞書本来の位置にある以外は、全て注釈本文中に本行化した形で存している。13—九九の例からすれば、これも元来は詞書本来の位置に記されていたのではないかと推察されるが、それと関連して、「幽齋奥書」に記す如く、これらの詞書が幽齋によって付けられたものかどうかという事も問題になってくる。

これら注釈本文中に存している詞書について、荒木尚氏は(17)「これらは多く注釈本文のはじめに見られ、形態的にみて、後から補訂されたのではないかと考えられそうであるが」とその可能性を認められながらも、

これらの歌が何れも作歌事情を述べた詞書を伴なう歌で、

詞書を踏まえることによって、全備的な享受が可能であること、それにたとえば788・873・1488（『新編国歌大観』では1490、筆者注）などは明らかに注釈のなかで詞書を参照しようとする心遣いが認められるのであり、また、他の例の場合でも、詞書以下への文脈の続き具合などを勘案しても、

これらを一括幽齋の手によるものとは考えにくい。よやは^(ママ)り常縁の原撰本に本来的に存していたものであろうと思う。と結論付けておられるが、私は寧ろ、荒木氏の否定された、幽齋の補訂の可能性の方が高いのではないかと考えるものである。

前掲の六例以外にも、注釈中に詞書を引くものが二十例程認められるのである。それらは詞書に拠って注釈を付けたもので、当然原撰本本来のものと考えられる。題に言及しているものは、5―1三六、70―五五四、71―五五七、91―七四三、94―一八〇三、109―一〇二八、115―一〇七八、121―一一一、123―一一四二、147―一三二二、156―一三二七、187―一五六四、188―一六〇一、作歌事情に言及しているものは、37―三四二、92―七八三、95―八二三、101―九三〇、180―一五二五、185―一五五二、195―一七二八である。これら二十例はいちいち詞書と比較すればそれを参照している事が分かるといった性質のもので、こうした常縁の注釈方法から見て、詞書をそのまま注釈のはじめの方に

引く前掲の六例は際立って異質である。したがって、この六例及び1―11、13―九九の詞書こそ幽齋が書き加えたものではないかと思うのである。また、この六例は、前述の13―九九と17―一四九〇・184―一五五〇の詞書の引用を示す言葉が非常に似ているところからすると、一旦詞書本来の位置に記した詞書を後に注釈本文に組み入れたものではないかと思われる。黒田家本や座右本における13―九九の詞書の形態は、幽齋がそうした整備を行なった痕跡を示すものであろう。

「幽齋奥書」に記す詞書の追補については以上の様に考えている。しかし、奥書や内部徴証から見ると現存諸本は既に幽齋の追補以後のものと考えられるので、「哥」や「作者」については、十分の見解を持ち得ていない。ただ、作者名については、黒田家本・永青文庫本・書陵部本と通勝本とでは対立する傾向がある点は指摘できよう。例えば、「摂政太政大臣」が黒田家本等では抄出番号が大きくなるに従って、「摂政殿」となっているし、野口論文でも指摘されている様に通勝本は「——卿」と記す傾向がある。

次に原撰本の原形態が窺われる例を挙げたい。

二章において触れたとおり、座右本では「ほ」の部に入るべき27―二一八（ほと、きす深き岑より出にけり外山のすそに声

の落ちくる)が「い」の部に紛れ込んでいる。「い」の部の直前は26―二一四で、原撰本における配列順序通りであるので、26―二一四に引かれてここに位置しているのではあろうが、その原因は目移りというような単純なものではないと思われる。

永背文庫本を見ると、27―二一八は作者名が無く、抄出歌として別掲されてもおらず、直前の26―二一四の注釈本文かと思見紛うような形態である。仮に永背文庫本を材料にして原撰本の抄出歌を「いろは」順に配列したら、余程注意深くない限り、座右本と同様に27―二一八を26―二一四に続く形で「い」の部に入れてしまう可能性が高い。したがって、座右本に誤りが生じた理由は、座右本の親本が永背文庫本の如き本文形態だったからだと考えられるのである。ここは永背文庫本に原初的な本文形態が残存していると推察される。尚、黒田家本が作者名を欠いている事も如上の推察を裏付けるものと思われる。また、作者名が無いのは、「幽齋奥書」に記す如き原撰本本来の形態の名残であろう。

上記以外にも原初的な本文が推定できる例はあるが、何れも原初的な本文に誤りや不備な点があるというもので、黒田家本、座右本、永背文庫本に認められる。

本章では詞書に関する幽齋の追補や原撰本本文の原初形態

について見てきたが、同じく幽齋自筆と言われる黒田家本と永背文庫本では、永背文庫本の方に古形態が残存しており、黒田家本の方はより整備されている点が注目される。

六

以上、主に原撰本の原形態と幽齋による加筆修訂・整備の実態を明らかにしてきたが、その加筆修訂・整備は一元的なものとは考えられない。早い段階に行なわれたものと後に黒田家本系統独自に行なわれたものに分けられるのである。前者は三章で述べた196―一七五七の整備や五章で述べた詞書の追補で、後者は四・五章で述べた黒田家本系統における加筆修訂や詞書の整備である。また、これらには時間的な差があるばかりではなく、質的な差もあつたのである。196―一七五七などは原撰本の原形態に整備されるべき原因があり、消極的整備と言うべきものであるのに対し、四・五章に述べた加筆修訂・整備は注釈内容に関わっていかうとする積極的なものである。

そして、特に注目されるのは、四章で述べた如く、現存諸本中最も素性正しい黒田家本に僅かではあるが幽齋によって積極的な加筆修訂・整備の手が加えられている事である。それは、

内容的には通勝本よりも後に成ったと考えられる部分であるが、書写年代からして当然通勝本の祖本たる幽齋筆叢逸所持本に遡って考えるべきで、黒田家本は幽齋筆叢逸所持本よりも内容的には後に成立したと考えられるのである。同じく幽齋自筆と伝えられる永背文庫本と黒田家本であるが、幽齋筆叢逸所持本の手控え本と考えられる永背文庫本の方が常縁原撰本の形態に近いと言えよう。

しかし、黒田家本の幽齋の加筆修訂・整備も、原撰本の全体から見ると極めて小部分に過ぎず、また、その実際はと言えば、原形態のままでは不審な本文を是正・整備する、或いは注釈をより充実させようとする性質のものであった。あくまで原撰本より一層の整備・充実を目指すという方向を外れていない。この姿勢は増補本作製へとつながっていくものと考えられる。

幽齋が黒田家本系統を重んじていた事は、増補本や「和歌座右」の編集に黒田家本系統を用いている事や黒田家本の奥書からも窺えるのである。幽齋は黒田家本（系統）を証本と考えていたのであろう。

なお、幽齋によって加筆修訂・整備が行なわれた根本的原因は、野口論文に述べられているように、新古今集聞書が、古今伝授に際して作られる古今集聞書とは異なり、常縁の個人的著

作と認定すべき書であるという点に存していたと考えられるのである。

注 (1) 増補本については、次の論考を参照されたい。片山享

「新古今和歌集註」について（和歌文学研究・第四十八号・昭和五十九年）同「新古今集聞書」（後抄）考（甲南国文・第三十二号・昭和六十年）拙稿「新古今和歌集聞書」（増補本）の成立について」（甲南国文・第二十九号・昭和五十七年）

(2) 奥書掲載は高松宮本に依る。

(3) 詳しくは、中川美奈子「新古今和歌集聞書（前抄）について」（和歌文学研究・第四十一号・昭和五十四年）を参照されたい。

(4) 拙稿「書陵部蔵「新古今集聞書」（前抄）について」（甲南女子大学大学院論叢・第五号・昭和五十八年）

(5) この系統の伝本としては、他に、永背文庫本の再転写本である、正勝寺蔵本が知られている。湖山修「正勝寺蔵本「新古今集聞書」——永背文庫蔵本「新古今略注」との書写関係——」（国語国文学研究・第十二号・昭和五十一年）

(6) 野口元大（法文論叢・第十七号・昭和三十九年）

(7) 片山享「新古今集聞書」（後抄）考（甲南国文・第三十二号・昭和六十年）荒木尚「幽齋本「新古今集聞書」本文と校異——」（九州大学出版会・昭和六十一年）以下、黒田家本の引用は荒木氏前掲書に依る。

(8) 片山享氏が注(7)の論文で指摘しておられる。

(9) 「和歌座右」の実態」(滋賀大学教育学部紀要——人文・社会・教育科学——第二十八号・昭和五十三年)

(10) アラビア数字は原撰本における通し番号で、漢数字は『新編国歌大観』の歌番号である。

(11) 「和歌座右」の伝本の中には「みわたせは」となっている本もあるが、この歌は「な」の部に分類されているので、「和歌座右」編纂に用いられた原撰本には「なかむれは」と書かれていたことは疑いなかろう。

(12) 注(7)に同じ。

(13) 「ふりわけ髪」(小澤蘆庵)には「あすもやきかん入相の鐘」の句が見えるが、此歌の出典については、現在のところ不明である。

(14) 高松宮本は、(1)については「本朱見首書」とある。

(15) 注(6)に同じ。

(16) 本文の引用は、荒木尚編『新古今略注』水育文庫蔵 幽斎集 (笠間書院・昭和五十四年) に依る。

(17) 「水育文庫蔵『新古今略注』」(国語国文研究・第六号・昭和四十四年)

(付記) 本稿は和歌文学会三十三回大会において、「常緑原撰『新古今集聞書』の原形態について」と題して行なった発表に加筆したものである。発表にあたり、谷山茂氏には資料の使用を御許可頂き、山本利達氏には御援助を蒙り、片山享先生には御教示に預かりました。ここに記して感謝申し上げます。

また、席上御意見を賜りました諸先生方にも御礼申し上げます。